

事務連絡  
令和4年9月16日

各都道府県 ご担当者様

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 有床診療所等のスプリンクラーの設置について

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、平成25年に福岡市の有床診療所で発生した火災を受け、病院・有床診療所等におけるスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大する消防法令の改正（平成26年10月改正、平成28年4月施行）が行われたところです。

それに伴い、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた有床診療所等に対し、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」として国庫補助を行ってききましたが、令和3年度に実施した「有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査」において、未だ多くの有床診療所等でスプリンクラー設備が設置されていない状況が明らかとなっております。

つきましては、当該設置義務の猶予期間が令和7年6月までとなっておりますので、各都道府県におかれましては、管下の有床診療所等のスプリンクラー設備の設置状況について、未設置の施設をリストアップするなど、適切に把握し、設置義務対象施設に対して、期限までに確実に設置されるよう、指導いただくようお願いいたします。

なお、令和4年度においても、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」として国庫補助を継続しておりますので、交付要綱等を参照し適宜活用いただくようお願いいたします。

また、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」を実施する場合に利用できる優遇融資については、別紙2を確認いただき、スプリンクラーを設置する場合の自己負担額や優遇融資を活用する場合の返済のシミュレーションは、別紙3を参考にしてください。

併せて、消防法令の改正にかかるリーフレット（別紙4）についてもご確認いただくようお願いいたします。

#### 【添付資料】

- <別紙1> 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱
- <別紙2> 防災・減災のために行う整備に対する優遇融資のお知らせ
- <別紙3> 自己負担額のシミュレーション
- <別紙4> 消防法令の改正にかかるリーフレット